

# 始良中央地区合併協議会

## 第8回会議



温泉健康増進交流センター「神乃湯」(霧島町)



霧島神楽(霧島町)

平成15年9月10日(水) 午後1時30分  
国分シビックセンター多目的ホール

## 第8回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成15年9月10日（水）午後1時30分から

場所 国分シビックセンター多目的ホール

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 諸般の報告
4. 議 事
  - (1) 報告第13号－2 新市事務所位置検討小委員会の協議の経過及び結果について  
(前回提案された事項)
  - (2) 協議第9号 慣行の取り扱いについて（協定項目20）
  - (3) 報告第10号 病院関係事業の取り扱いについて（協定項目25－26）
- 5 次回の協議事項について（提案説明）
  - (1) 協議第11号 男女共同参画事業の取扱いについて（協定項目25－1）
  - (2) 協議第12号 姉妹都市・国際交流事業の取扱いについて（協定項目25－2）
  - (3) 協議第13号 交通関係事業の取り扱いについて（協定項目25－3）
- 6 その他（次回の会議日程等の連絡）
- 7 閉 会

### <配布資料>

- ・第8回会議資料
- ・※1 第2回新市名称検討小委員会会議資料
- ・※2 第2回議会議員の定数及び任期検討小委員会会議資料

※1※2の資料は、参考資料として所属委員会以外の分を配布してあります。

### <当日配付資料>

- ・報告第13号－2 新市事務所位置検討小委員会の協議の経過及び結果について

### <次回の協議会の開催日程>

第9回協議会は、9月25日（木）午後1時30分から国分シビックセンター多目的ホールで開催いたします。

諸 般 の 報 告 (協 議 会 の 行 事 や 事 務 局 の 動 き)

第 8 回 協 議 会

期 日	内 容	備 考
8 月 2 8 日 (木)	第 7 回 協 議 会 13 : 30 多 目 的 ホール 第 2 回 新 市 名 称 検 討 小 委 員 会 10 : 00 第 3・4 委 員 会 室 第 2 回 新 市 事 務 所 位 置 検 討 小 委 員 会 14 : 30 多 目 的 ホール 第 2 回 議 会 議 員 の 定 数 及 び 任 期 検 討 小 委 員 会 14 : 30 全 協 室 第 2 回 企 画 専 門 部 会 16 : 00 国 分 市	総 務 班 総 務 班 計 画 班 調 整 班 調 整 班
8 月 2 9 日 (金)	始 良 地 区 法 定 合 併 協 議 会 合 同 会 議 9 : 30 国 分 市 第 2 回 合 併 協 議 会 事 務 局 長 等 会 議 13 : 30 県 庁	調 整 班 総 務 班
9 月 2 日 (火)	農 業 委 員 会 会 長 ・ 事 務 局 長 会 議 13 : 30 横 川 町 第 8 回 ま ち づ く り ワー キ ン グ 会 議 (財 政) 15 : 00 国 分 市	調 整 班 計 画 班
9 月 3 日 (水)	養 護 施 設 分 科 会 国 分 舞 鶴 園	調 整 班
9 月 4 日 (木)	第 8 回 幹 事 会 13 : 00 多 目 的 ホール 第 3 回 事 務 所 位 置 検 討 小 委 員 会 15 : 00 多 目 的 ホール 第 9 回 ま ち づ く り ワー キ ン グ 会 議 (企 画) 10 : 00 国 分 市	総 務 班 計 画 班 計 画 班
9 月 5 日 (金)	第 1 回 耕 地 分 科 会 13 : 30 横 川 町 第 2 回 人 事 分 科 会 14 : 00 国 分 市	調 整 班 調 整 班
9 月 6 日 (土)	ま ち づ く り フォー ラ ム 提 言 報 告 会 13 : 30 (溝 辺 町 ; み そ め 館)	計 画 班
9 月 1 0 日 (水)	第 8 回 協 議 会 13 : 30 多 目 的 ホール 第 4 回 新 市 事 務 所 位 置 検 討 小 委 員 会 15 : 00 多 目 的 ホール 第 3 回 議 会 議 員 の 定 数 及 び 任 期 検 討 小 委 員 会 15 : 00 全 協 室 第 10 回 ま ち づ く り ワー キ ン グ 会 議 (企 画) 10 : 00 国 分 市	総 務 班 計 画 班 調 整 班 計 画 班

< 今 後 の 予 定 >

9 月 1 1 日 (木)	第 1 回 介 護 保 険 分 科 会 14 : 00 横 川 町 第 1 回 税 務 分 科 会 14 : 00 溝 辺 町	調 整 班 調 整 班
9 月 1 2 日 (金)	第 1 回 健 康 分 科 会	調 整 班
9 月 1 6 日 (火)	第 9 回 幹 事 会 13:30 多 目 的 ホール 新 市 名 称 公 募 開 始 (募 集 期 間 9 / 16 ~ 10 / 31)	総 務 班 総 務 班
9 月 2 2 日 (月)	第 3 回 総 務 専 門 部 会 14 : 30 国 分 市	調 整 班
9 月 2 5 日 (木)	第 9 回 協 議 会 13 : 30 多 目 的 ホール 第 3 回 住 基 戸 籍 分 科 会	総 務 班 調 整 班

新市事務所位置検討小委員会の協議の経過及び結果について

新市事務所位置検討小委員会の第2回会議を8月28日に、第3回会議を9月4日に開催したので、新市事務所位置検討小委員会設置規程第7条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

平成15年9月10日提出

始良中央地区合併協議会  
新市事務所位置検討小委員会  
委員長 八木幸夫

記

別紙、第2回新市事務所位置検討小委員会協議報告書及び第3回新市事務所位置検討小委員会協議報告書のとおり

## 第2回新市事務所位置検討小委員会協議報告書

開催日時；平成15年8月28日（木）午後3時10分～午後4時40分

開催場所；国分シビックセンター多目的ホール

出席委員；鶴丸委員、常盤委員、松枝委員、有村委員、木場委員、今島委員、福島委員、黒木委員、原委員、木原委員、迫田委員、倉田委員、吉村委員、川畑委員、榎木委員、津田和委員、川島委員、石田委員、小原委員、川畑委員、八木委員以上21名出席

欠席委員；松永委員

### 1. 新市事務所の設置方式について

#### (1) 先進地事例

新市の事務所の設置方式について、前回の小委員会で要望のあった先進地事例として、本庁方式、分庁方式、総合支所方式の各事例の現況や課題を調査し、研究と意見交換を行った。

#### (2) 始良中央地区1市6町の行政機構について

平成15年4月1日現在における、1市6町の部・課・室・係などの行政機構や、部門別職員の状況について事務局調査資料を基に研究と意見交換を行った。

### 2. 庁舎建設の是非について

現在における、各市町の本庁舎の状況、既存の庁舎における対応可能職員数と、庁舎建設事例と事務所建設の場合の財政措置（合併特例債）等について事務局調査資料を基に研究と意見交換を行った。

### 3. 次回の協議事項について

審議日程に基づき、次回は9月4日予定の第8回幹事会終了後に「新市の事務所（本庁）の位置」について協議することとし、事務局より市町間の庁舎の距離・所要時間、交通事情（道路網）、他の官公署及び人口重心等の資料により事前説明を受け、第3回小委員会で研究、審議することを確認した。

以上、報告いたします。

平成15年9月10日

始良中央地区合併協議会  
新市事務所位置検討小委員会  
委員長 八木幸夫

### 第3回新市事務所位置検討小委員会協議報告書

開催日時；平成**15**年9月4日（木）午後3時～午後4時**40**分

開催場所；国分シビックセンター多目的ホール

出席委員；鶴丸委員、常盤委員、松枝委員、有村委員、木場委員、今島委員、  
福島委員、黒木委員、原委員、木原委員、迫田委員、倉田委員、  
吉村委員、榎木委員、津田和委員、川畠委員、石田委員、  
小原委員、川畑委員、松永委員、八木委員以上**21**名出席

欠席委員；川畑委員、

#### 1. 新市の事務所（本庁）の位置について

新市の事務所(本庁)の位置について、始良中央地区**1**市**6**町の人口重心、通勤・通学等の生活圏、公共交通機関の運行状況と交通事情（道路網）、国や県の官公署等の位置関係について事務局調査資料を基に研究と意見交換を行った。

また、前回の協議事項であった事務所の設置方式についても再度活発な意見交換が行われた。

#### 2. 次回の協議事項について

審議日程に基づき、第**4**回小委員会を9月**10**日予定の第8回協議会終了後に開催し、これまでの意見を踏まえ、庁舎建設の是非、新市の事務所の方式及び新市の事務所の位置について審議することを確認した。

以上、報告いたします。

平成**15**年9月**10**日

始良中央地区合併協議会  
事務所位置検討小委員会  
委員長 八木幸夫

男女共同参画事業の取扱いについて（協定項目25—1）

男女共同参画事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

新市において、男女共同参画事業を総合的に推進するための男女共同参画基本計画を速やかに策定する。

平成15年9月25日提出

始良中央地区合併協議会

会 長 鶴 丸 明 人

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-1 男女共同参画事業	関係項目	
調整の内容	新市において、男女共同参画事業を総合的に推進するための男女共同参画基本計画を速やかに策定する。		

各市町の現況（男女共同参画事業）			
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>【担当窓口】 企画課 男女共同参画推進係</p> <p>【庁内推進組織】 国分市男女共同参画連絡会議</p> <p>【懇話会】 国分市男女共同参画推進委員会</p> <p>【基本計画】 策定中</p> <p>【実施業務】</p> <p>①「国分市男女共同参画基本計画」策定中 ②広報誌による定期的な啓発及び情報提供 ③男女共同参画セミナー開催 ④女性団体主催のフォーラム開催のバックアップ ⑤「国分市男女共同参画連絡会議」研修 ⑥職員研修 ⑦女性相談員による女性のための無料相談年4回 ⑧再就職支援事業「エクセル・ワード専門講座」「ReBeワークセミナー」</p> <p>【付属機関】（懇話会） 《名称》国分市男女共同参画推進委員会 《目的》国分市における男女共同参画社会の形成に関する総合的な施策の推進に資する。 《任務》男女共同参画社会づくりに関する諸問題について研究・協議し、市長に提言する。 《委員構成》15名 学識経験を有する者、各団体及び各機関の推薦者、行政機関の職員、一般公募による者、上記のほか市長が必要と認める者。</p>	<p>【担当窓口】 企画振興課 企画振興係</p> <p>【庁内推進組織】 なし</p> <p>【懇話会】 なし</p> <p>【基本計画】 未策定</p> <p>【実施業務】</p> <p>①男女共同参画に関する施策の推進及び連絡調整 ②男女共同参画の啓発及び促進 ③男女共同参画社会づくり講演会等の実施 ④男女共同参画に関する情報の収集・提供</p> <p>【付属機関】（懇話会） なし</p>	<p>【担当窓口】 総務課 行政係</p> <p>【庁内推進組織】 女性政策推進委員会</p> <p>【懇話会】 横川町女性政策懇話会</p> <p>【基本計画】 未策定</p> <p>【実施業務】</p> <p>①男女共同参画に関する施策の推進及び連絡調整 ②男女共同参画の啓発及び促進 ③男女共同参画社会づくりフォーラム・講演会の実施 ④男女共同参画に関する情報の収集・提供</p> <p>【付属機関】（懇話会） 《名称》横川町女性政策懇話会 《目的》横川町における女性の地位向上に関する総合的な施策の推進に資する 《任務》女性問題に関する諸施策について研究及び調査し、提言する。 《委員構成》10名 議会議員、教育委員会委員、農業委員会委員、上記のほか町長が必要と認める者</p>	<p>【担当窓口】 企画課 企画係</p> <p>【庁内推進組織】 なし</p> <p>【懇話会】 なし</p> <p>【基本計画】 未策定</p> <p>【実施業務】</p> <p>①男女共同参画に関する施策の推進及び連絡調整 ②男女共同参画の啓発及び促進 ③男女共同参画に関する情報の収集・提供 ④男女共同参画に関する講演会等の実施</p> <p>【付属機関】（懇話会） なし</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-1 男女共同参画事業	関係項目	
調整の内容	新市において、男女共同参画事業を総合的に推進するための男女共同参画基本計画を速やかに策定する。		

各市町の現況（男女共同参画事業）			
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p><b>【担当窓口】</b> 企画財政課 企画係</p> <p><b>【庁内推進組織】</b> なし</p> <p><b>【懇話会】</b> なし</p> <p><b>【基本計画】</b> 未策定</p> <p><b>【実施業務】</b> ①男女共同参画に関する施策の推進及び連絡調整 ②男女共同参画の啓発及び促進 ③男女共同参画社会づくりフォーラム・講演会等の実施 ④男女共同参画に関する情報の収集・提供 ⑤女性団体の支援</p> <p><b>【付属機関】</b>（懇話会） なし</p>	<p><b>【担当窓口】</b> 企画課 女性政策係</p> <p><b>【庁内推進組織】</b> 隼人町男女共同参画推進委員会</p> <p><b>【懇話会】</b> 隼人町女性政策懇話会</p> <p><b>【基本計画】</b> 平成14年3月策定 「はやと男女共同参画プラン」</p> <p><b>【実施業務】</b> ①男女共同参画に関する情報の収集・提供 ②男女共同参画の啓発及び促進 ③男女共同参画社会づくりフォーラム・講演会等の実施 ④職員研修 ⑤男女共同参画セミナーの開催 ⑥女性のための総合相談窓口事業 ⑦はやと草の根講師活動事業 ⑧21世紀職業財団との連携 ⑨はやと男女共同参画プランの進行管理 基本目標4項目、重点課題11項目</p> <p><b>【付属機関】</b>（懇話会） 《名称》隼人町女性政策懇話会 《目的》女性政策に関する総合的な施策の推進に資する。 《活動内容》職場・家庭・地域における男女共同参画の実現のために、調査、研究、提言を行う。年3回開催、先進地視察年1回 《委員構成》住民男女20名（うち公募10名）</p>	<p><b>【担当窓口】</b> 総務課 文書係</p> <p><b>【庁内推進組織】</b> なし</p> <p><b>【懇話会】</b> なし</p> <p><b>【基本計画】</b> 未策定</p> <p><b>【実施業務】</b> ①男女共同参画の啓発 ②男女共同参画に関する情報の収集・提供 ③アドバイザーによる講話</p> <p><b>【付属機関】</b>（懇話会） なし</p>	<p>新市において、男女共同参画事業を総合的に推進するための男女共同参画基本計画を速やかに策定する。</p> <p>（具体的内容） 新市においても、男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、共に責任を負い、対等なパートナーとして等しく人権が尊重される社会いわゆる男女共同参画社会の形成を推進していく必要がある。 そのためには、新市における「新たな庁内推進体制の組織化」「新たな懇話会（推進委員会）の設置」及び、新市における男女共同参画に関する各施策を総合的に推進するための「新たな男女共同参画基本計画の策定」を早急に行う必要がある。 更には、新市における男女共同参画の理念を掲げる男女共同参画条例の制定も重要課題となってくる。 また、男女共同参画基本計画策定までは、現在各市町が取り組んでいる各事業を再編拡大して実施していく必要がある。</p>

男女共同参画社会基本法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

## ○広島県「庄原市・比婆郡4町・総領町合併協議会」

新市において、すみやかに男女共同参画プランを策定する。

## ○鹿児島県「指宿地区4市町合併協議会」

男女が社会のあらゆる活動に参画する機会が確保され、男女が共に責任を担い、対等なパートナーとして、等しく人権が尊重される社会をつくりあげていくことが必要である。その指針となる男女共同参画基本計画を合併後速やかに調整し、男女共同参画社会づくりを計画的かつ総合的に推進する。

## ○京都府「宮津市・加悦町・岩滝町・伊根町・野田川町合併協議会」

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任をも分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要です。このため男女共同参画基本計画を合併後速やかに策定し、男女共同参画社会づくりを計画的かつ総合的に推進します。

## ○静岡県「修善寺町外3町合併協議会」

男女共同参画プランについては、修善寺町、土肥町の現在ある計画を踏まえ、新市において速やかに作成する。また、新市の男女共同参画推進委員を置き、計画の推進を図る。

## ○富山県「砺波市・庄川町合併協議会」

- 1 女性政策事業については、砺波市の例により調整するものとする。
- 2 男女共同参画プランについては、新市に移行後、速やかに策定するものとする。

## ○熊本県「田浦町・芦北町合併協議会」

男女共同参画推進事業については、事業の重要性を踏まえ、新市において事業推進に努める。

## ○鹿児島県「日置合併協議会」（協議中）

男女共同参画社会を推進するため、男女共同参画基本計画を合併後策定する。

姉妹都市・国際交流事業の取扱いについて（協定項目25—2）

姉妹都市・国際交流事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 姉妹都市・友好都市交流については、相手の意向を確認した上で、新市に引き継ぐものとする。
- 2 国際交流団体については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、組織・事業については、合併後、出来るだけ早い時期に統一する。
- 3 国際交流員招致事業（CIR）については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、招致のための制度については、合併後に調整する。
- 4 国内外研修派遣事業（人材育成）については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、派遣のための制度については、合併後に調整する。

平成15年9月25日提出

始良中央地区合併協議会

会長 鶴丸 明人

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-2 姉妹都市、国際交流事業	関係項目	姉妹・友好都市交流（国内）
調整の内容	姉妹都市・友好都市交流については、相手の意向を確認した上で、新市に引き継ぐものとする。		

各市町の現況（姉妹・友好都市交流（国内））			
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>【姉妹都市名】 岐阜県海津町</p> <p>【締結年月日】 昭和45年11月5日</p> <p>【目的】 国分市の青少年が海津町を訪問して郷土の先人である薩摩義士の遺徳にふれるとともに、学校間交流やホームステイの経験を通して、さらに交流を深め、お互いの特色を学びながら、その成果を地域や学校で活かし今後の道義高揚運動の推進及び姉妹都市交流の充実発展に資することをねらう。</p> <p>【概要】 「報恩感謝」の気風を持つ海津町と道義高揚宣言都市である国分市とが結んでいる姉妹都市盟約を通しての青少年相互交流は心と心の交流のほかに、教育、文化、芸術等お互いの特色を学び合い視野を広げるなど青少年育成に大きな意義をもつ。</p> <p>【事務手順等】 姉妹都市30周年記念式典 H12.10.28 於 海津町 H12.11.12 於 国分市</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>【姉妹都市名】 鹿児島県 霧島町 長崎県 小浜町</p> <p>【締結年月日】 昭和44年9月 観光姉妹町盟約</p> <p>【目的】 我が国最初の国立公園として指定された代表的な国際観光地であり、天から与えられた大自然を多くの人々に分かち、後生へよりよく残すことを及び観光の将来性と公益性を正しくみつめ、九州の南と北からお互いに理解と親善を深め、相協力して観光開発に努め、広域観光圏完成の推進を目的とする。</p> <p>【概要】 昭和9年3月16日、日本最初の国立公園として指定されたことを機に昭和44年9月観光姉妹町盟約を締結して、長崎県小浜町・霧島町・牧園町3町で観光宣伝や地域おこし交流会を実施している。</p> <p>【負担金】 観光姉妹町合同宣伝事業負担金 1,000千円</p> <p>【友好姉妹都市名】 岡山県 和気町</p> <p>【締結年月日】 平成14年4月 友好姉妹都市盟約締結</p>

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
			<p><b>【概要】</b> 和気清麻呂公が縁で、本町の和気公園内に藤の植栽など地域間での交流が行なわれていたが、平成13年から、職員の人事交流も始まり、「文化に根ざした交流をさらに深める」ため、友好姉妹都市盟約を締結した。</p> <p><b>【主な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人事交流（平成13年4月から職員交流）</li> <li>・本町の町民祭での特産品展示・即売</li> <li>・和気町和文字焼きまつりでの特産品展示・即売</li> </ul>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-2 姉妹都市、国際交流事業	関係項目	姉妹・友好都市交流（国内）
調整の内容	姉妹都市・友好都市交流については、相手の意向を確認した上で、新市に引き継ぐものとする。		

各市町の現況（姉妹・友好都市交流（国内））			
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>【姉妹都市名】 鹿児島県 牧園町 長崎県 小浜町</p> <p>【盟約年月日】 昭和44年9月 観光姉妹町盟約</p> <p>【目的】 我が国最初の国立公園として指定された代表的な国際観光地であり、天から与えられた大自然を多くの人々に分かち、後生へよりよく残すことを及び観光の将来性と公益性を正しくみつめ、九州の南と北からお互いに理解と親善を深め、相協力して観光開発に努め、広域観光圏完成の推進を目的とする。</p> <p>【概要】 観光宣伝の実施 地域おこし交流会の実施</p> <p>【負担金】 各町1,000千円 計3,000千円</p>	該当なし	該当なし	<p>姉妹都市・友好都市交流については、相手の意向を確認した上で、新市に引き継ぐものとする。</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-2 姉妹都市、国際交流事業	関係項目	姉妹・友好都市交流（国外）
調整の内容	姉妹都市・友好都市交流については、相手の意向を確認した上で、新市に引き継ぐものとする。		

各市町の現況（姉妹・友好都市交流（国外））			
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-2 姉妹都市、国際交流事業	関係項目	姉妹・友好都市交流（国外）
調整の内容	姉妹都市・友好都市交流については、相手の意向を確認した上で、新市に引き継ぐものとする。		

各市町の現況（姉妹・友好都市交流（国外））			
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>【姉妹都市名】 アメリカ合衆国カリフォルニア州ソノラ市</p> <p>【締結年月日】 平成12年7月 姉妹都市盟約締結</p> <p>【ソノラ市】 アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコの東部に位置し、ヨセミテ国立公園の玄関口となる観光と商業の町である。人口約5000人。街の周辺を小高い山々に囲まれた環境にある。</p> <p>【目的】 国の枠を越えた情報化の一段の進展により、地域レベルでの国際化・国際交流の果たす役割の重要性が世界的に認識されてきている。そこで、本町の経済、観光、教育をさらに進展させるために、国際性豊かな人づくりが重要なことであり、将来を担う青少年を育てることを目的とする。</p> <p>【経過】 ホームステイの実施 絵画・詩の交換</p>	<p>【友好交流都市名】 中国銅川市耀州区</p> <p>【事業の経緯】 平成7年4月6日、中国銅川市耀県にて「友好交流関係合意書」を締結し、お互いの友好交流を約束。 同年10月23日、隼人町にて「友好交流関係覚書」を締結し相互交流を確認。 平成8年11月18日、隼人町にて「友好交流関係覚書」を締結し、文化・スポーツ交流等の実施を約束する。これらの覚書にのっとり、双方の交流の促進を図り、友好関係を深める。 なお、耀県は平成14年10月に区に昇格し耀州区と名称が変更された。</p> <p>【概要】 相互に友好訪問団を派遣し交流する。現在のところ慣例として、8月夏休み期間中に耀州区から青少年（中学生）を含む友好訪町団を受け入れ、3月春休み期間中に隼人町国際交流協会友好訪中団及び青少年友好訪中団が耀州区を訪問している。但し、15年度は、SARSの影響で実施未定。</p> <p>【事務手順】 訪中団派遣・訪町団受入については、隼人町国際交流協会と連携し、耀州区外事弁公室と協議のうえ事業を執行する。なお、訪町団受入事業は、隼人町国際交流協会に委託される。</p>	<p>該当なし</p>	<p>姉妹都市・友好都市交流については、相手の意向を確認した上で、新市に引き継ぐものとする。</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-2 姉妹都市、国際交流事業	関係項目	国際交流団体
調整の内容	国際交流団体については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、組織・事業については、合併後、出来るだけ早い時期に統一する。		

各市町の現況（国際交流団体）			
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p><b>【名称】</b> 国分市国際交流協会</p> <p><b>【目的】</b> 心のふれあいを通じて広い視野や国際感覚を養成し外国人との交流。また、国際理解・協力の向上を図る。</p> <p><b>【活動内容】</b> 海外派遣事業・外国人との親善・交流事業・国際交流ボランティア制度促進事業等</p> <p><b>【自治体との関わり】</b> 県や他の国際交流団体等が実施する交流活動に対する協力。</p> <p><b>【組織の状況】</b> 協会会員297名</p> <p><b>【役員構成】</b> 会長 桑野 正敬 副会長 林 辰一郎 副会長 今村 公洋 他理事16名 監事2名 顧問 国分市長</p> <p><b>【補助金等】</b> 平成13年度 3,500千円 一般会計 平成14年度 3,500千円 一般会計 平成15年度 3,500千円 一般会計</p>	<p>該当なし</p>	<p><b>【名称】</b> 国際農業農村交流推進協議会</p> <p><b>【目的】</b> 横川町の町民が外国の人々との教育・文化・スポーツ・産業等の交流を通じ国際化に対応できる人材の養成・確保を図り、国際交流推進のための施策を積極的に推進することにより、活力に満ちた潤いと生き甲斐のある町とすることを目的とする。</p> <p><b>【活動内容】</b> 春は在日留学生の受入・夏はアジア地域の留学生の受入を実施</p> <p><b>【委員構成】</b> 会長 1名 副会長 1名 会計・書記 1名 監事 1名</p> <p><b>【補助金等】</b> 活動を行っている団体に補助金を交付している。</p> <p><b>【補助金額】</b> 平成13年度 135千円 一般会計 平成14年度 135千円 一般会計 平成15年度 128千円 一般会計</p>	<p>該当なし</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-2 姉妹都市、国際交流事業	関係項目	国際交流団体
調整の内容	国際交流団体については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、組織・事業については、合併後、出来るだけ早い時期に統一する。		

各市町の現況（国際交流団体）			
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p><b>【名称】</b> 霧島国際交流フェスティバル実行委員会</p> <p><b>【活動内容】</b> 英会話教室 (一般・親子英会話・中高生英会話) 国際料理教室 各イベントパーティー 国際交流イベントの企画 絵画・詩等の交換交流事業</p> <p><b>【委員構成】</b> 実行委員長1名 委員3名 事務局4名</p> <p><b>【補助金】</b> 平成13年度 500千円 一般会計 平成14年度 450千円 一般会計 平成15年度 450千円 一般会計</p>	<p><b>【名称】</b> 隼人町国際交流協会</p> <p><b>【目的】</b> 協会は、町民レベルにおける国際交流活動を推進し、諸外国との相互理解や友好親善を深めることにより、国際性豊かな人材の育成を図るとともに国際化に対応したまちづくりに寄与することを目的とする。</p> <p><b>【活動の内容】</b> ①中国耀州区への協会訪中団派遣・隼人町青少年友好団(中学生)派遣 ②耀州区友好訪町団(含む中学生)の受入 ③国際親善レガッタ(ヨットレース) ④国際親善グラウンドゴルフ大会 ⑤新春・国際親善ナンコ大会(留学生交流) ⑥隼人浜下りへの参加(留学生・タウンズサポーター交流) ⑦世界料理教室(CIR) ⑧国際交流スポーツ大会への参加(CIR) ⑨初午祭・前夜祭への参加(CIR) ⑩仏ウイイ町エコミュージアムとの交流支援 ⑪総会・理事会等 ⑫協会通信・ホームページ等広報活動 ⑬その他必要と思われ、予算の範囲内で実施可能な事業</p>	<p>該当なし</p>	

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
	<p>【委員構成】            会長1名 副会長2名 理事若干名            監事2名</p> <p>【補助金額】            平成13年度 1,080千円            平成14年度 1,080千円            平成15年度 1,080千円</p>	<p>該当なし</p>	<p>国際交流団体については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、組織・事業については、合併後、出来るだけ早い時期に統一する。</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-2 姉妹都市、国際交流事業	関係項目	国際交流員招致事業（CIR）
調整の内容	国際交流員招致事業（CIR）については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、招致のための制度については、合併後に調整する。		

各市町の現況（国際交流員招致事業（CIR））			
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
該当なし	<p>【事業名】 語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）</p> <p>【目的】 JETプログラムにより国際交流員を招致して、地域住民との交流活動を行うことにより、住民の国際社会に対する理解を深める。</p> <p>【事業概要】 ・国際交流事業の企画・立案 ・「日韓親善子供大使友好の翼」事業の実施 ・韓国語講座、料理教室の実施 ・町内小中学校訪問 ・教育委員会広報誌の寄稿 ・韓国関連紹介掲示板への掲示</p> <p>【契約期間】 平成15年4月11日～平成16年4月10日</p> <p>【事業費】 5,842千円 報酬 3,812千円 報償 66千円 旅費 863千円 需用費 221千円 その他 880千円</p> <p>【人数】1名 【国籍】韓国 【勤務体系】 月～金 8:30～16:15</p>	該当なし	<p>【事業名】 語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）</p> <p>【目的】 平成6年よりJETプログラムにより国際交流員（カナダ1名）を招致して以来、地域住民との交流活動を行うことにより、住民の国際社会に対する理解を深めることを目的として継続して導入している。</p> <p>【事業概要】 ・小中学校訪問 ・国際交流イベントの企画、母国語講座の開設 ・乳幼児学級、高齢者とのふれあい事業 ・地域住民とのふれあい事業 ・始良伊佐地区CIR共同事業の実施など</p> <p>【契約期間】 平成15年7月30日～平成16年7月29日</p> <p>【事業費】 4,300千円（年間の報酬含む）</p> <p>【国籍】アメリカ 【人数】1名 【勤務体系】 月～木8:30～17:00 金8:30～12:30</p> <p>【実績】 H6～7カナダ(6.8.1～7.7.31) H7～8アメリカ(7.7.24～8.7.23) H10～12韓国(10.4.9～13.4.8)3年更新 H13～アメリカ(13.7.30～16.7.29)3年更新</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-2 姉妹都市、国際交流事業	関係項目	国際交流員招致事業（CIR）
調整の内容	国際交流員招致事業（CIR）については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、招致のための制度については、合併後に調整する。		

各市町の現況（国際交流員招致事業（CIR））			
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p><b>【事業名】</b> 語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）</p> <p><b>【目的】</b> JETプログラムにより国際交流員（英語圏1名）を招致し、地域住民との交流活動を行うことにより、住民の国際社会に対する理解を深めることを目的とする。</p> <p><b>【事業概要】</b> ・国際交流関係事務の補助（翻訳・国際交流事業の企画・立案・イベント等の際通訳） ・語学指導（英会話教室） ・保育園・幼稚園・小学校訪問 ・広報誌への寄稿 ・始良伊佐地区国際交流員共同事業の実施</p> <p><b>【契約期間】</b> 平成15年8月6日から平成16年8月5日（3年目）</p> <p><b>【事業費】</b> 4,627千円（H15年度）</p> <p><b>【人数】</b> 1名</p> <p><b>【国籍】</b> アメリカ合衆国</p> <p><b>【勤務体系】</b> 月～木8:30～17:30 金は午前のみ</p>	<p><b>【事業名】</b> 語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）</p> <p><b>【目的】</b> 小学校・幼稚園等において、国際交流員を通じて、国際理解を深め、国際性豊かな人材の育成を図る。</p> <p><b>【事業概要】</b> ・小学校、幼稚園、老人ホーム等訪問し国際理解教育 ・国際交流協会等のイベントの企画・実施 ・町内留学生との交流 ・職員、町民等への英会話教室 ・町広報誌寄稿</p> <p><b>【契約期間】</b> 平成14年8月5日着任～現在2年目</p> <p><b>【事業費】</b> 平成15年度当初予算4,988千円</p> <p><b>【国籍】</b> アメリカ（ハワイ） 原則英語圏</p> <p><b>【人数】</b> 1名男性 男女不問</p> <p><b>【勤務体系】</b> 週35時間 月～木8:30～17:00 金8:30～12:30</p>	<p>該当なし</p>	<p>国際交流員招致事業（CIR）については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、招致のための制度については、合併後に調整する。</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-2 姉妹都市、国際交流事業	関係項目	国内外研修派遣事業（人材育成）
調整の内容	国内外研修派遣事業（人材育成）については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、派遣のための制度については、合併後に調整する。		

各市町の現況（国内外研修派遣事業（人材育成））			
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
該当なし	<p><b>【事業名】</b> 溝辺町人材育成基金助成金</p> <p><b>【目的】</b> 地域づくり推進事業の一環として、明日の溝辺町を築く人材育成及び地域活性化対策推進事業の資金に充てる。</p> <p><b>【概要】</b> 産業経済、教育文化振興のための研修、社会福祉、生活環境充実のための研修及び青少年の研修交流事業に要する経費を助成し人材育成を図る。</p> <p><b>【予算】</b> 15,000千円</p> <p><b>【補助金額】</b> 経費のために必要と認める経費の5割の補助を行う。上限として、海外30万円、国内15万円</p> <p><b>【選考方法】</b> 随時申込みを受け付けて、人材育成選考委員会にて交付決定をする。</p> <p><b>【実績（予定）】</b> 平成15年10月下旬 12日間 女性1人 10万円</p> <p><b>【派遣国（予定）】</b> ニュージーランド</p> <p><b>【その他】</b> 平成15年度より開始 研修終了後、収支精算書、完了届を提出</p>	該当なし	該当なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-2 姉妹都市、国際交流事業	関係項目	国内外研修派遣事業（人材育成）
調整の内容	国内外研修派遣事業（人材育成）については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、派遣のための制度については、合併後に調整する。		

各市町の現況（国内外研修派遣事業（人材育成））			
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>【事業名】 霧島町海外派遣事業</p> <p>【目的】 町づくりの担い手となる町民を海外に派遣し、町の振興を図る人材育成のための研修助成を目的とする。</p> <p>【概要】 町内に居住し町の振興に意欲のあるもの。基金8,000千円以上</p> <p>【予算】 一般会計1,600千円 15年度予算（1名当）アメリカ研修388千円 韓国73千円</p> <p>【補助金額】 町が予算の範囲内で経費の8割程度を助成する。</p> <p>【選考方法】 助成対象者の選考は選考委員会の推薦に基づいて、町長が決定する。</p> <p>【実績】 平成4年度から10年度までドイツ・アメリカへ28名が派遣される。</p> <p>【経過】 一般町民の参加希望が年々減少したため平成8年度から町内の中・高校生の参加を募集している。本町の姉妹都市であるアメリカのソノラ市へ各年毎に5名程度をホームステイさせている。また、平成14年度から2泊3日の韓国研修も実施し、募集人数は各年毎15名程度としている。</p>	<p>該当なし</p>	<p>【事業名】 福山町人材育成基金事業</p> <p>【目的】 福山町の将来を担う青少年の自己啓発、向上意欲を高め、国際化社会に通用する人材を育成するため、先進地研修を通じ修得した成果をもって本町の発展に寄与する。</p> <p>【概要】 ・満18歳以上おおむね55歳まで ・国内外いずれでも選択できる。 ・研修期間は3日以上30日以内</p> <p>【補助金額】 国内は10万円を限度とし7割の範囲で助成する。 国外は30万円を限度とし7割の範囲で助成する。</p> <p>【選考方法】 1ヶ月前までに申込み、選考委員会にて決定する。</p> <p>【選考委員】 助役、教育長、総務課長、企画課長、町民課長、経済課長、管理課長、社会教育課長</p> <p>【実績】 平成3年度から韓国、アメリカ、ヨーロッパへ青壮年70名の派遣実績</p> <p>【基金の運用方法】 福山町人材育成基金50,000千円から得られる法定果実をもって助成金に充てる。</p>	<p>国内外研修派遣事業（人材育成）については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、派遣のための制度については、合併後に調整する。</p>

## 姉妹都市・国際交流関係事業 先進事例

### 三次市・双三郡・甲奴町合併協議会（広島市）

- 1 姉妹・友好都市交流については、新市に引き継ぐ。
- 2 国内外研修助成制度については、廃止する。

### 八代地域市町村合併協議会（熊本県）

- 1 友好姉妹都市事業については、新市に引き継ぐものとする。ただし、合併後、相手の意思を確認し、調整していく。
- 2 広西壮族自治区北海市との国際交流事業については継続し、合併後改めて調印を行う。海外研修事業及び国際化事業については、新市において調整する。

### 北松浦一市五町合併協議会（長崎県）

- 1 姉妹市（町）については、相手先の意向を確認した上で新市に引継ぐものとし、交流のための制度は新市において調整する。
- 2 各種交流事業については、相手先の意向を確認した上で新市に引継ぐものとし、交流のための制度は新市において調整する。
- 3 国際交流については、現行のとおり新市に引継ぐものとし、交流のための制度は新市において調整する。

### 修善寺町外3町合併協議会（静岡県）

- 1 姉妹都市については、当面現行のとおりとし、新市において相手の意向を確認し交流等の締結を行う。
- 2 国際交流事業については、当面現行のとおりとし、同種制度については、新市においてできるだけ早い時期に統一する。

### 萩広域市町村合併協議会（山口県）

- 1 姉妹都市については、新市に引き継ぐ。
- 2 国際交流事業については、新市において調整する。

### 宮津市・加税町・岩滝町・伊根町・野田川町合併協議会（京都府）

- 1 宮津市及び加税町において交流のある姉妹都市及び友好都市については、都市においても、交流を継続します。
- 2 加税町で実施しているふるさと会員制度については廃止するものとし、合併後、新たな制度の創設も含めて調整します。

### 高田郡六町合併協議会（広島県）

- 国際交流事業の取扱いについて
- 1 高宮町の国際姉妹都市縁組については、新市に引き継ぐ。
- 2 高宮町・向原町の国際交流事業については、新市に引き継ぐ。
- 姉妹都市等の取扱いについて
- 1 吉田町の防府市姉妹都市縁組については、新市に引き継ぐ。
- 2 全国吉田町同名姉妹縁組及び八千代同名姉妹都市協定並びに両町の全国同名交流事業については、当面継続しながら、関係市町村と協議調整する。
- 3 吉田町の防府市姉妹都市交流事業及び美土里町の徳島県宍喰町交流事業については、新市に引き継ぐ。

交通関係事業の取扱いについて（協定項目25—7）

交通関係事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 JRの利用促進については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 生活交通路線維持費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 3 コミュニティーバス事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、合併後に、広域的視点に立って、市民の要望意見等を十分反映させ、より充実を図る。
- 4 乗合自動車運送事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、合併後、速やかにコミュニティーバス事業への移行を検討する。
- 5 鹿児島空港の利用促進のための事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、鹿児島空港周辺環境整備に関する各種事業については、必要に応じ、合併までに調整し、新市に引き継ぐものとする。
- 6 新市に交通安全対策会議をおき、交通安全計画を新たに策定する。
- 7 交通安全計画を具現化し実施するために、推進機関を置く。
- 8 交通安全専門指導員は、合併関係市町をすべて包括できる配置を目指し、合併までに調整する。

平成15年9月25日提出

始良中央地区合併協議会  
会長 鶴丸 明人

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-7 交通関係事業	関係項目	鉄道の利用促進に関すること
調整の内容	JRの利用促進については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。		

各市町の現況（鉄道の利用促進に関すること）			
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>○鹿児島県鉄道整備促進協議会</p> <p><b>【事業の目的】</b> 県・関係市町等が一体となって鉄道在来線の整備や利用の促進、存続等に向けた活動を推進する。</p> <p><b>【概要】</b> 鹿児島県鉄道整備促進協議会に加入し、以下の事業を行う。 ①鹿児島県内の鉄道在来線の整備を促進するために必要な事業</p> <p><b>【組織】</b> 1 鹿児島県鉄道整備促進協議会 ①委員構成 県知事・副知事、県議会議員・副議長・議員、関係8市20町の首長・議会の長、経済関係団体等 計70名 ②会長 県知事（他に会計監事2名）</p> <p><b>【負担金】</b> 鹿児島県鉄道整備促進協議会 18千円</p> <p><b>【活動内容】</b> 鹿児島県鉄道整備促進協議会 ①総会・幹事会等の会議の開催 ②JR九州、国土交通省等への要望活動 ③ホームページの開設を通じた利用促進活動</p>	<p>○鹿児島県鉄道整備促進協議会 国分市の入力内容と同じ</p> <p>○肥薩線利用促進・存続期成会 国分市の入力内容と同じ</p> <p><b>【負担金】</b> 負担金 年額10千円</p>	<p>○鹿児島県鉄道整備促進協議会 国分市の入力内容と同じ</p> <p>○肥薩線利用促進・存続期成会 国分市の入力内容と同じ</p> <p><b>【負担金】</b> 負担金 年額10千円</p> <p>○大隅横川駅舎保存修復事業</p> <p><b>【事業の目的】</b> 現存する駅舎としては県内最古とされる肥薩線大隅横川駅舎をJRより買収し、保存修復することにより、駅前地区及び市街地の活性化を図り、併せて肥薩線の利用促進を目的とする。</p> <p><b>【概要】</b> 平成15年度で事業計画を策定し、平成16年度以降に買収・整備を実施する。</p>	<p>○霧島温泉駅利用促進協議会</p> <p><b>【事業の目的】</b> 霧島温泉駅及び鉄道を利用して、イベント等を実施し、鉄道を利用した観光客の誘致と、駅前地区の活性化を図る。</p> <p><b>【概要】</b> 霧島温泉駅利用促進協議会及び霧島温泉駅振興会を設置し、次の事業を行う。 ①JR関連事業 ②観光案内事業 ③飲食店事業 ④特産品等販売事業 ⑤温泉（足湯）事業 ⑥駅舎等清掃事業</p> <p><b>【組織】</b> 霧島温泉駅利用促進協議会 霧島温泉駅振興会</p> <p>○鹿児島県鉄道整備促進協議会 国分市の入力内容と同じ</p> <p>○肥薩線利用促進・存続期成会 国分市の入力内容と同じ</p> <p><b>【負担金】</b> 負担金 年額10千円</p>

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>○肥薩線利用促進・存続期成会</p> <p><b>【概要】</b>  肥薩線利用促進・存続期成会に加入し、以下の事業を行う。</p> <p>①肥薩線沿線市町村の共通利益に関する事業  ②肥薩線の利用促進と存続に関する事業  ③肥薩線各駅の駅舎及び周辺環境整備に関する事業  ④S L 存置のための各種活動  ⑤その他</p> <p><b>【組織】</b>  ①委員構成 関係4市12町6村の首長計22名  ②会長 人吉市長（他に副会長4名、監事2名）</p> <p><b>【負担金】</b>  肥薩線利用促進存続期成会 45千円</p>			

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-7 交通関係事業	関係項目	鉄道の利用促進に関すること
調整の内容	J Rの利用促進については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。		

各市町の現況（鉄道の利用促進に関すること）			
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
○鹿児島県鉄道整備促進協議会 国分市の入力内容と同じ	○鹿児島県鉄道整備促進協議会 国分市の入力内容と同じ  ○肥薩線利用促進・存続期成会 国分市の入力内容と同じ 【負担金】 年額10千円  ○嘉例川駅舎保存修復事業 【事業の目的】 現存する駅舎としては県内最古の肥薩線嘉例川駅舎を町で買収し保存修復することにより、嘉例川地域の活性化を図り併せて肥薩線の利用促進を目的とする。 【概要】 15年度で整備計画を立て16年度以降に買収整備を行う。	該当なし	J Rの利用促進については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-7 交通関係事業	関係項目	地方バス路線維持に関すること
調整の内容	生活交通路線維持費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。		

各市町の現況（地方バス路線維持に関すること）			
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>○生活交通路線維持費補助金</p> <p><b>【事業概要】</b>                      県バス対策協議会において、地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために、維持・確保が必要と認められ、県が指定し、かつ次に掲げる全ての要件を満たすものに補助金を交付する。</p> <p>①本市を含む複数市町村にまたがるもの                      ②キロ程が10キロメートル以上のもの                      ③1日当たりの輸送量が15～150人のもの                      ④1日当たりの運行回数が3回以上のもの                      ⑤補助対象期間に当該路線の運行によって得た経常収益の額が同時期の当該路線の補助対象経常費用の20分の11に満たない路線</p> <p><b>【事務手順】</b>                      ①バス事業者から市へ補助金交付申請書の提出                      ②市からバス事業者へ補助金交付決定及び額の確定通知書送付                      ③バス事業者から市へ補助金交付請求書の提出                      ④市からバス事業者へ補助金の支払い</p>	国分市の入力内容と同じ	国分市の入力内容と同じ	国分市の入力内容と同じ

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-7 交通関係事業	関係項目	地方バス路線維持に関すること
調整の内容	生活交通路線維持費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。		

各市町の現況（地方バス路線維持に関すること）			
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
国分市の入力内容と同じ	国分市の入力内容と同じ	国分市の入力内容と同じ	生活交通路線維持費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-7 交通関係事業	関係項目	コミュニティーバス事業
調整の内容	コミュニティーバス事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、合併後に、広域的視点に立って、市民の要望意見等を十分反映させ、より充実を図る。		

各市町の現況（コミュニティーバス事業）			
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p><b>【事業名】</b> 国分ふれあいバス</p> <p><b>【目的】</b> 企画課及び福祉事務所でそれぞれの目的に応じ補助及び委託という形態で実施してきたバス路線確保のための施策を一体化し、上場地域等と市中心部を結ぶバス路線を運行することにより、上場地域等における日常生活の交通手段及び特認通学児童等の通学手段を確保するとともに、市民の交流・ふれあいの促進と市民サービスの向上を図る。</p> <p><b>【概要】</b> 特認通学等のための路線3路線と、福祉バスを継承する6路線の計9路線を運行する。 &lt;使用車輛&gt;小型車輛（定員29人）3台 &lt;運行日&gt; 路線①②③:月曜日～金曜日、1日1往復（朝：上り片道、夕：下り片道） 路線④⑥⑧:火・木曜日、1日2往復（朝：下り片道、昼：1往復、夕：上り片道） 路線⑤⑦⑨:水・金曜日、1日2往復（朝：下り片道、昼：1往復、夕：上り片道） ※①～⑨の路線名については下記のとおり &lt;運休日&gt;土曜日、日曜日 祝日の月曜日、振替休日の月曜日 年末年始（12月31日～翌年1月3日）</p>	<p>該当なし</p>	<p><b>【事業名】</b> 横川町巡回バス運行事業</p> <p><b>【目的】</b> 町内の高齢者をはじめとする交通弱者の交通手段を確保することにより、住民サービスを向上させ、地域の交通事情の格差を解消するとともに地域の活性化を促進し、福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p><b>【概要】</b> 道路運送法に基づく免許及び許認可を受けて旅客運送業を行う者と運行に関する契約を締結する。</p> <p><b>【路線・便数】</b> 7系統・11路線で運行。週2日運行地区及び週1日運行の地区がある。</p> <p><b>【予算】</b> 平成15年度予算9,615千円</p> <p><b>【運賃】</b> 1回乗車につき大人（中学生以上）100円、小学生50円、未就学児無料。ただし、小中学生で通学に必要なと教育委員会が認めた者については、証明書を発行して運賃は徴収しない。</p> <p><b>【輸送人員】</b> 平成14年度実績（12月～3月）延べ4,457人</p> <p><b>【事業開始年月日】</b> 平成14年12月2日</p>	<p>該当なし</p>

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p><b>【路線数】</b>  <b>9路線</b>  特認通学等のための路線(新設3路線)  ①木原小中学校線  ②川原小学校線  ③平山・塚脇小学校線  福祉バスを継承する路線(増便6路線)  ④木原線  ⑤郡山線  ⑥本戸線  ⑦薄木線  ⑧塚脇線  ⑨上之段線</p> <p><b>【予算】</b>  17,496,500円</p> <p><b>【運賃】</b>  全区間100円(ただし、小学生・身体障害者等は50円、未就学児は無料)</p> <p><b>【輸送人員】</b>  平成15年9月1日からの運行のため、輸送人員の実績はなし。</p> <p><b>【開始事業年度】</b>  平成15年度(平成15年9月1日より運行予定)</p>			

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-7 交通関係事業	関係項目	コミュニティーバス事業
調整の内容	コミュニティーバス事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、合併後に、広域的視点に立って、市民の要望意見等を十分反映させ、より充実を図る。		

各市町の現況（コミュニティーバス事業）			
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p><b>【事業名】</b> 霧島町ふれあい循環バス</p> <p><b>【目的】</b> 町内全体を循環する路線を運行し、保健福祉センターや温泉施設への通所手段、老人等の通院等の移動手段的確保並びに日常生活及び社会活動の範囲を広め地域住民の福祉の増進を図る。</p> <p><b>【概要】</b> 従前の町マイクロバスによる福祉バス（各地区月2回運行）は便数の少なさや途中下車が出来ない等の理由から利用者が減少していたため、平成14年11月から保健福祉センターのオープンに合わせて町民ふれあい循環バスを運行している。運行は乗合バスとして陸運局の認可を得て、林田バスへ委託している。</p> <p><b>【路線・便数】</b> ・現状のコース 町内全体を循環する4コースを設定し、2コースを1循環として、隔日ごとに月曜日から土曜日まで午前1便午後1便を運行している。（29人乗り中型バス） ・改正のコース 今年の9月から前コースを日に4便走行し、毎日前コースを循環するようにする。ただし、運行日は火曜日から金曜日の週4日間。</p>	<p><b>【事業名】</b> 隼人町路線バス維持費補助事業（町単独）</p> <p><b>【目的】</b> 鹿児島県バス運行対策費補助金交付要綱に係る生活交通路線に該当しない隼人町内を運行する路線バスに補助金を交付することにより、バス路線の維持を図り、もって地域住民の福祉を確保することを目的とする。</p> <p><b>【概要】</b> 平成14年度まで本町日当山小学校のスクールバス運行を林田バスに委託していたが、地域住民からの要望等があり一般住民も利用できるようスクールバスを廃止し路線を開設した。14年度については、スクールバスと併用。</p> <p><b>【路線・便数】</b> ・下り9便（上小鹿野→医療センター→役場→浜之市→国分西小） ・上り9便（国分西小→浜之市→役場→医療センター→上小鹿野） ・中福良小学校上下1便 ・日当山小学校上り2便下り1便</p> <p><b>【予算】</b> 経常費用と経常収益の差額とし、上限を800万円とする。平成15年度は当初予算で800万円計上、14年度補助実績150万円。</p>	<p>該当なし</p>	

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>【運賃】 一律100円</p> <p>【輸送人員】 平成14年度（11月～3月の5ヶ月間） 2,051人の利用実績。毎月約400人</p> <p>【事業開始年月】 平成14年11月</p>	<p>【運賃】 路線バス運賃</p> <p>【輸送人員】 平成14年4月23日運行開始時～9月30日 まで4,778人(平成15年度は時刻・便数変更)</p> <p>【運行開始年月日】 平成14年4月23日運行開始</p> <p>【補助対象期間】 前年10月1日から当年9月30日まで。 補助対象事業者は12月20日までに補助金申請をする。</p>		<p>コミュニティーバス事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、合併後に、広域的視点に立って、市民の要望意見等を十分反映させ、より充実を図る。</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-7 交通関係事業	関係項目	乗合自動車運送事業
調整の内容	乗合自動車運送事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、合併後、速やかにコミュニティバス事業への移行を検討する。		

各市町の現況（乗合自動車運送事業）			
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-7 交通関係事業	関係項目	乗合自動車運送事業
調整の内容	乗合自動車運送事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、合併後、速やかにコミュニティバス事業への移行を検討する。		

各市町の現況（乗合自動車運送事業）			
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
該当なし	該当なし	<p>福山町乗合自動車運送事業（地方公共交通特別対策事業）</p> <p><b>【目的】</b> 昭和59年9月末の鹿児島交通バス路線（牧之原～比曽木野間）廃止に伴い、比曽木野地区及び沿線住民の交通の便宜を図ることを目的に乗合自動車運送事業を開始する。</p> <p><b>【概要】</b> 九州運輸局鹿児島陸運支局長の許可に基づき、牧之原小学校のスクールバスを一般住民が利用できるように比曽木野（岩戸）から牧之原（中央公民館前）に至る乗合自動車の有償区間を設置。</p> <p><b>【路線・便数】</b> 岩戸・牧之原線（中央公民館前⇄西牧之原⇄内場⇄辰伴⇄野谷 ⇄和田⇄大屋敷⇄池之段⇄新村⇄岩戸）、平日：5往復、第2・4土曜日：2往復（日祝日運休）</p> <p><b>【予算】</b> 平成14年度 事業費4,602千円 財源内訳：県支出金730千円、その他1,017千円、一般財源2,855千円</p> <p><b>【料金】</b> （普通料金）大人片道200円、小学生以下の小児は100円（但し、6歳未満は大人同伴で無料）</p>	

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
		<p>(定期1ヶ月料金)  通勤(大人) 基準となる普通料金を60倍した額の3割引  通学(大人) 基準となる普通料金を60倍した額の4割引  (定期3ヶ月料金)  1ヶ月定期料金の3倍の5割引  (料金の割引)  身体障害者福祉法、児童福祉法及び知的障害者福祉法の該当者に対しては、普通料金5割引、定期料金(大人)3割引の適用あり  (料金の免除)  幼稚園及び小学校に通園・通学するための乗車については、料金を免除する。</p> <p>【輸送人数】  1日平均 15人</p> <p>【事業開始】  昭和61年11月17日</p> <p>【許可期間】  平成12年12月1日～平成17年11月30日</p>	<p>乗合自動車運送事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、合併後、速やかにコミュニティバス事業への移行を検討する。</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-7 交通関係事業	関係項目	その他空港に関すること
調整の内容	鹿児島空港の利用促進のための事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、鹿児島空港周辺環境整備に関する各種事業については、必要に応じ、合併までに調整し、新市に引き継ぐものとする。		

各市町の現況（その他空港に関すること）			
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>○鹿児島県国際空港促進協議会</p> <p><b>【事業の目的】</b> 県・関係市町村・関係団体等が一体となって鹿児島空港の国際空港実現を促進する。</p> <p><b>【概要】</b> 鹿児島県国際空港促進協議会に加入し、以下の事業を行う。 ①東南アジア・中国等と結ぶ国際航空路の開設促進 ②鹿児島空港の拡充整備の促進 ③その他</p> <p><b>【組織】</b> ①委員構成 県知事・副知事、県議会議員・副議長・議員、関係1市3町の首長・議会の長、関係団体の長等 計49名 ②会長 県知事（他に副会長1名）</p> <p><b>【活動内容】</b> ①総会等の会議の開催 ②国土交通省、中国民用航空総局への陳情 ③新聞、TV、ラジオ等による広報、リーフレット作成等による利用促進活動</p> <p><b>【負担金】</b> なし</p>	<p>○鹿児島県国際空港促進協議会 国分市の入力内容と同じ</p> <p>○全国民間空港関係市町村協議会</p> <p><b>【目的】</b> 加盟市町村が有する民間空港関連の各種の問題を総合的に調査研究し、これを解決するための方策を推進することを目的とする。</p> <p><b>【概要】</b> 全国の空港所在地の市町村で協議会を設置して、航空ネットワークの充実、公共交通としての生活路線を含めた地方路線の維持方策の充実を国に求め、国と一体となって空港周辺の街づくりを推し進めていく。</p> <p><b>【組織】</b> 役員 会長1名 副会長若干名 理事若干名 監事2名 <b>【分担金】 87千円</b></p> <p>○各種事業 ①鹿児島空港1種区域内の防音工事 ・昭和57年3月30日に現に所在する住宅 ・機能回復工事、再更新工事 ・昭和50年度から平成6年度まで空気調和機器（冷暖房機器）168台を防音工事・機能回復で設置 ・機器の更新（10年以上経過し、かつ、所要の機能が失われていると認められるもの。）</p>	<p>○鹿児島県国際空港促進協議会 国分市の入力内容と同じ</p>	<p>該当なし</p>

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
	<p>・国庫補助事業 機能回復工事80/100 住民負担20/100(町15/100 住民5/100) 再更新工事75/100 住民負担25/100(町15/100 住民10/100)</p> <p>②鹿児島県空港周辺の国土交通大臣が定める第1区域及び第2区域として指定する地域内にテレビジョン受信機を設置して、日本放送協会と放送受信契約を締結し、放送受信料を支払ったものを対象に、(財)空港環境整備協会がNHK放送受信障害対策事業を行うときは、予算の範囲内において、整備協会に対し補助金を交付する。</p> <p>・国庫補助事業 ・(財)空港環境整備協会-町-国土交通省 ・国95% 町5% ・年間約1,000件</p> <p>③鹿児島空港の運用時間の延長にともなう空港周辺地域の騒音対策、環境整備を行う。</p> <p>・基金を平成5年3月10日設置 ・県5億円、町2億円、計7億円</p> <p>④鹿児島空港周辺地域環境整備委員会設置規則</p> <p>・基金条例の目的を達成するため、委員会を設置 ・委員10名 ・助役1名 ・議会代表3名 ・自治公民館連絡協議会代表3名 ・職見を有する者3名・任期2年 ・委員報酬1日4,600円 ・委員会開催6月</p> <p>⑤航空機騒音対策空気調和機器設置費補助金交付要綱</p> <p>・昭和57年3月30日現在において在宅する住宅 ・平成4年10月31日以前から居住 ・平成5年度から平成14年度までの実績 空調機設置助成604台 155,212千円</p>		

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度より機器の更新対象あり。(10年以上経過し、機能が著しく損なわれていると認められるもの。)</li> <li>・住民負担 工事費の5%</li> </ul> <p>⑥航空機騒音対策テレビジョン放送受信料補助金交付要綱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本放送協会との間に家庭用受信機によるテレビジョン放送受信契約を締結している世帯。</li> <li>・対象区域は、鹿児島空港周辺における(財)空港環境整備協会が行なう放送受信料区域以外の区域であって別図に示した区域とする。</li> <li>・補助 カラー契約2,830円 普通契約1,800円</li> <li>・平成5年度から平成14年度までの実績 1,891件 5,291千円</li> <li>・単年度では、対象が約530件、申請が約250件、補助約710件</li> </ul> <p>⑦航空機騒音対策集会施設等整備費補助金交付要綱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成5年度から平成8年度まで10自治公民館に集会施設等の整備費用の一部を助成している。 36,000千円</li> </ul> <p>⑧航空機騒音対策住宅騒音防止工事施工住宅補修費等補助金交付要綱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象住宅は、鹿児島空港1種区域内にあって、国による住宅騒音防止工事を施工した住宅</li> <li>・防音工事住宅の補修工事 限度額3万円</li> <li>・空気調和機器稼働費補助 限度額3万円</li> <li>・老朽家屋建替補助 限度額400万円</li> <li>・稼働費補助の実績H5～H14 660件、15,350,423円 単年度では、対象が約70件、1,750千円</li> </ul>		

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-7 交通関係事業	関係項目	その他空港に関すること
調整の内容	鹿児島空港の利用促進のための事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、鹿児島空港周辺環境整備に関する各種事業については、必要に応じ、合併までに調整し、新市に引き継ぐものとする。		

各市町の現況（その他空港に関すること）			
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>○鹿児島県国際空港促進協議会 国分市の入力内容と同じ</li> <li>○全国民間空港関係市町村協議会 溝辺町の記入例と同じ 【分担金】 54千円</li> <li>○各種事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>①鹿児島空港1種区域内の防音工事</li> <li>②鹿児島空港周辺の国土交通大臣が定める第1種区域及び第2種区域として指定する地域内でNHKとの放送受信契約を締結し、放送受信料を支払ったものを対象に、(財)空港環境整備協会がNHK放送受信障害対策事業を行うときは、予算の範囲内において、整備協会に対して補助金を交付する。 国庫補助事業 年間約117戸</li> <li>③航空機騒音対策空気調和機器設置費補助金交付要綱 平成5年度から平成14年度までの実績 35台 11,025千円 平成15年度より機器の更新対象あり。(10年以上経過し、機能が著しく損なわれていると認められるもの。)住民負担工事費などの5%</li> </ul> </li> </ul>	該当なし	

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
	<p>④住宅騒音防止工事費等補助金交付要綱 昭和57年3月30日以前に第一種区域内の公民会にあって国による住宅騒音防止対策工事を施工できなかった住宅のうち町長が特に必要と認めた住宅 H5からH14までの実績3件 11,747,200円</p> <p>⑤テレビジョン放送受信料補助金交付要綱 鹿児島空港周辺環境整備基金に基づき、NHKとの間に受信契約を行っている世帯に対して補助を行う。 H5からH14までの実績 1,706戸 4,821,377円 H14単年度では166戸 468,836円</p> <p>⑥航空機騒音対策集会施設等整備費補助金交付要綱 H5からH14までの実績 20公民会 38,200千円</p> <p>⑦「空の日」の事業 毎年全国各地の空港において、航空会社や地元自治体が参加して、さまざまなイベントが行われ、地域の人々との交流が図られる。</p> <p>⑧空港環境整備協会の補助事業 鹿児島空港周辺地域の生活環境整備のために空港環境整備協会の助成でさまざまな事業を行う。 (1) 共同利用施設などへの備品の寄贈事業 鹿児島空港周辺のWECPNL70以上の区域にある、協会の定めた対象施設に対して備品を協会が寄贈する。</p>		

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
	<p>[近年の実績] 平成15年度 天降川地区共同利用施設 乾燥洗濯機1台、ワイドテレビ1台、携帯用拡声無線放送機器1台</p> <p>(2) 学校等に対する教育機器などの寄贈事業 鹿児島空港周辺のWECPL70以上の区域にある、協会の定める教育施設に対して教育機器を寄贈する。</p> <p>[近年の実績] 平成13年度 宮内小学校 フラットワイドテレビ1台 ビデオデッキ1台 デジタルビデオカメラ一式1台</p> <p>(3) 環境対策事業助成金交付事業 WECPL70以上の地域に対して以下の事業を行う場合の助成を行う。 ・航空公害防止軽減のための施設、環境の整備事業 ・航空機によるテレビの受信障害防止などの対策事業 ・空港周辺住民の生活環境改善に寄与する事業 ・その他、空港の円滑な運用のために必要と認められる事業</p> <p>[近年の実績] 平成15年度 救助工作車1台</p>		<p>鹿児島空港の利用促進のための事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、鹿児島空港周辺環境整備に関する各種事業については、必要に応じ、合併までに調整し、新市に引き継ぐものとする。</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-7 交通関係事業	関係項目	交通安全計画等
調整の内容	新市に交通安全対策会議をおき、交通安全計画を新たに策定する。 交通安全計画を具現化し実施するために、推進機関を置く。 交通安全専門指導員は、合併関係市町をすべて包括できる配置を目指し、合併までに調整する。		

各市町の現況（交通安全計画等）			
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
※交通安全計画 ・策定の有無（有） ・策定日（H14. 1）  ※交通安全実施計画 ・策定の有無（無） ・策定日  ※交通安全対策会議 ・開催状況—交通安全計画策定時に開催 ・会議内容—第7次交通安全計画の審議 ・出席者内訳—条例に基づく各委員  ※交通安全市民運動推進協議会 ・開催状況—毎年4月、定期総会を開催 ・会議内容—総会 ・出席者内訳—各種団体の長、51名  ※交通安全母の会 ・会員数（8,588名） ・補助金額—450,000円  ※交通指導員数（18名） 職員の中から任命 ・無報酬 ・被服貸与—着任後、防寒具、雨具を1着ずつ支給。 ・活動状況—毎月1回（20日）朝の立哨、交通安全運動期間中立哨、駅伝等における誘導  ・専門指導員は嘱託1名	※交通安全計画 ・策定の有無（有） ・策定日（H13. 4. 1）  ※交通安全実施計画 ・策定の有無（無） ・策定日  ※交通安全対策会議 ・開催状況—開催していない ・会議内容 ・出席者内訳  ※交通安全推進協議会 ・開催状況—春、秋の交通安全運動前に開催 ・会議内容—運動期間中の活動計画、今後の行事報告、交通事故の現況報告等 ・出席者内訳—町長、加治木警察署、総務課長、各分会長、副会長、婦人部長、老人会会長、体育部長、町P連会長、母の会会長 ※西始良地区交通安全対策協議会 ・会議内容—総会、交通安全総ぐるみ大会打合せ等） ・出席者内訳—加治木警察署交通課長、同代理、協会事務局長、安管事務局長、4町総務課長、消防主任、係  ※交通安全母の会 ・会員数（900名） ・補助金額—70,000円 ※交通指導員数 指導員、専門指導員ともに該当なし	※交通安全計画 ・策定の有無（有） ・策定日（H13. 7）  ※交通安全実施計画 ・策定の有無（無） ・策定日  ※交通安全対策会議 ・開催状況—企画員会を開催 ・会議内容—委員から要望、意見等をあげてもらい、交通安全対策諸施策を協議。 ・出席者内訳—4小中学校長、総務課長、建設課長、学校教育課長、協会支部長、副支部長、交通課長  ※町民運動推進協議会 ・開催状況—開催していない ・会議内容 ・出席者内訳  ※交通安全母の会 ・会員数（組織はない） ・補助金額  ※交通指導員数 指導員、専門指導員ともに該当なし	※交通安全計画 ・策定の有無（有） ・策定日（H13. 7）  ※交通安全実施計画 ・策定の有無（無） ・策定日  ※交通安全対策会議 ・開催状況—横川警察署管内4町合同で、年4回開催している。 ・会議内容—全国交通安全週間等取り組み（キャンペーン等） ・出席者内訳—各交通安全協会支部長、各町交通担当者、警察署関係者、安管代表者等 ※町民運動推進協議会 ・開催状況—開催していない ・会議内容 ・出席者内訳  ※交通安全母の会 ・会員数（200名） ・補助金額—40,000円 ※交通指導員数 町内6校区より均等に選出 2名ずつの計12名（内、1人は県より委嘱） ・40,000/年 ・被服貸与—5年に1度支給。合羽は協会支給 ・活動状況—一年4回の交通安全運動期間中、街頭立哨指導、街頭キャンペーン参加、各種イベントボランティアなど。 ・専門指導員は該当なし



## 交通関係事業 先進事例

### 北松浦一市五町合併協議会（長崎県）

- 1 鷹島町の町営バスは、現行のとおり新市に引継ぐ。
- 2 民間乗合バスへの運行欠損補助金及び廃止代替バス補助金、民間事業者への路線バス運行委託については、現行のとおり新市に引継ぐものとし、必要に応じ合併後調整する。
- 3 航路運行の供する施設については、現行のとおり新市に引継ぐ。
- 4 航路への補助及び補填については、現行のとおり新市に引継ぎ、必要の応じて合併後に調整する。
- 5 鷹島町の交通線については、現行のとおり新市に引継ぐ。
- 6 松浦鉄道運行に供する資産、施設及び補助金等については、現行のとおり新市に引継ぐ。

### 西彼北部地域合併協議会（長崎県）

- 1 民間乗り合いバスへの運行補助金等については、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、必要に応じ合併後調整する。
- 2 航路運航への補助及び補填については、現行のとおり新市に引き継ぎ、必要に応じて合併後に調整する。
- 3 大瀬戸町の町営交通船事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

### 宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会（愛媛県）

- 交通関係事業については、次のとおり調整を図るものとする。
- 1 交通安全推進協議会等及び交通安全指導員については合併時に統合し、交通安全啓発事業については新市において策定する
  - 2 交通安全施設については、現行のとおりとする
  - 3 交通災害共済事務については、合併時に統一する。
  - 4 地方バス路線維持については、国庫、県補助分については現行のとおりとし、市町単独分については合併時まで調整する。

### 北魚沼7か町村合併協議会（新潟県）

- 交通安全計画 合併後新たな交通安全計画を策定する。
- 交通安全施設 1
  - 1 現行どおりとし、合併後に設置基準及び管理区分の見直しを行う。
  - 2 維持管理費用は、管理区分に応じその管理者が負担するものとし、補助制度は廃止する。
- 交通安全施設 2 現行どおりとする。
- 交通安全活動 現行どおりとし、合併後に事業の見直しを行う。
- 交通災害共済
  - 1 加入申込書の作成は、1月1日を基準日とし小出町の例による。
  - 2 加入申込書配布、会費徴収は嘱託員に依頼し、報酬は直接支払う。

### 宮津市・加税町・岩滝町・伊根町・野田川町合併協議会（京都府）

- 公共交通機関の確保は、地域住民の生活の利便性の維持、向上を図るためにも必要なことから、現行の制度及び各市町で行っている制度を新市においても継続します。
- 1 北近畿タンゴ鉄道株式会社（KTR）等
    - ① KTR利用の促進を図るため、新市において、利用団体補助金制度を宮津市の例により創設するとともに、住民を対象としたイベント列車を運行します。
    - ② 地域の交通安全を維持・確保し、利用者の増加及びKTRの経営安定に資するため、現行の補助制度等を新市に引き継ぎます。
    - ③ ターミナルセンターの会議室等の使用料については、現行どおりとします。
  - 2 路線バス等
    - ① 地域の公共交通を維持・確保し、利用者の増加及び路線バス会社の経営安定に資するため、現行の補助制度等を新市に引き継ぎます。
    - ② 各市町で運営している路線及び計画されている事業は、新市に引き継ぎます。なお、新市移行後は、住民の利便性について格差が生じないように、効率的な運営を図りながら、随時調整するものとします。